

① 計画策定の目的

- 地震等の大規模災害が発生した場合には、住民自らが備える「自助」を基本とするものの、自助だけでは物資の確保に限界があることから、地方公共団体が物資を調達し、住民に供給する役割を担う。
- 令和6年能登半島地震では、能登町全域が被災し、道路の寸断等により避難所への食料や生活物資の供給が滞る事態が生じた。また、多数の避難者が発生し、町が備蓄している物資が不足するなど、備蓄体制に関する課題が明らかとなった。
- 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、防災備蓄や物資調達の基本的な考えを整理し、備蓄場所の点検や計画的に備蓄品の配備することにより、災害発生時における円滑な物資供給体制の確保を図ることを目的として「能登町防災備蓄計画」を見直し、改定した。

② 基本的な考え方

1. 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進

- 「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。
- 町民・事業所においては、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、最低3日分の食料等に加え、日用品をある程度買い置きしておくことを推進する。
- また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から自治会等を単位として組織する自主防災組織に対しては補助金を交付し、適切な品目を備蓄するよう促す。

2. 協定による流通備蓄

- 災害時に備えて、民間事業者及び他自治体等と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下、「流通備蓄」という。）を速やかに調達できる体制を整え、避難所等へ配分することとする。

3. 公的備蓄

- 大災害や局地的な災害時に備えて、常に必要な物資を避難所等に配備、配送できる環境を確保する。
- 民間事業者や協定等を活用した物資輸送・管理体制の強化を図る。

③ 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進

町民による備蓄

ローリングストック法

- 町民備蓄では、普段から購入している食料や飲料水等を計画的に使用し、使用した分だけ新たに買い足すという方法で、最低3日分の備蓄を行う。

|            |            |                     |
|------------|------------|---------------------|
| 3日分の食料・飲料水 | 毛布、寝袋      | トイレットペーパー、ティッシュペーパー |
| 燃料         | 予備のメガネ、補聴器 | 衛生用品                |

- 上記備えに加えて、こどものための備え、女性のための備え、高齢者のための備えを進めることが重要である。
- 災害時に必要な物資を持ち出し袋（リュック）にまとめ、すぐ持ち出せるよう準備する。

|                |                         |                     |
|----------------|-------------------------|---------------------|
| 非常食、飲料水        | 貴重品                     | 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話の充電器 |
| 救急医薬品、常備薬、お薬手帳 | ヘルメット、軍手、ライター、ハサミ、万能ナイフ | 防寒用品、衣類（下着等）        |
| 携帯トイレ、衛生用品     |                         |                     |

自主防災組織による備蓄

- 自主防災組織は災害時に情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水を担い、「能登町自主防災組織育成事業補助金」等を活用して備蓄に努めるよう促す。

事業所等による備蓄

- 事業所等においても、町民備蓄と同様に、防災の原則に基づき、従業員等3日分の食料や飲料水等の備蓄を促す。

④ 協定による流通備蓄

- 町では、企業や自治体等と事前に協定を締結し、流通備蓄を速やかに調達できる体制を整備している。  
（協定の詳細は別紙参照）

## ⑤ 公的備蓄

- 令和6年能登半島地震の経験から、発災後3日間は被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、発災後3日間においては救援物資はないものと想定し、公的備蓄品を整備する。

### 備蓄物資支給対象者

- 本計画では、令和7年5月公表の石川県地震被害想定調査結果の避難者数に基づいた備蓄物資支給対象者数に対し、3日間の食料等を備蓄することを想定する。
- 最も被害が想定されている七尾湾東方断層帯（北上部に震源）の地震による避難者数6,368人を基準として、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて7,000人を備蓄物資支給対象者と想定する。

### 備蓄品目の選び方

- 内閣府が示す被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）に加えて、災害時要配慮者や女性に配慮して、主に以下の考え方で品目を選定するものとする。また、令和6年能登半島地震で使用実績のある資機材なども備蓄することとする。

### 基本8品目

食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

### 備蓄物資目標数（主な品目）

- 備蓄物資支給対象者と備蓄品目の選び方を踏まえて、具体的な備蓄品目とその目標数を算出した。

| 品目        | 目標数      |
|-----------|----------|
| アルファ化米    | 63,000食  |
| お粥        | 20,093食  |
| 液体ミルク     | 22L      |
| 粉ミルク      | 3,022g   |
| 飲料水       | 63,000L  |
| 毛布        | 7,000枚   |
| 生理用品      | 2,820枚   |
| 紙おむつ（乳幼児） | 1,251枚   |
| 紙おむつ（大人）  | 840枚     |
| 簡易トイレ     | 140個     |
| 携帯トイレ     | 5,185個   |
| トイレットペーパー | 1,890ロール |

## ⑥ 備蓄物資配備計画

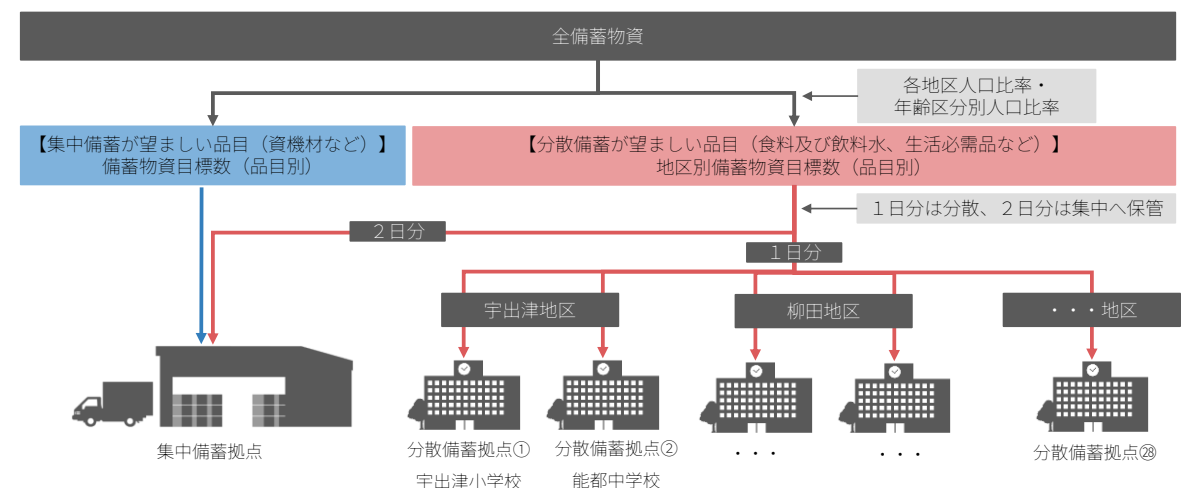
### 基本的な考え方

- 指定避難所である小中学校と公民館などを分散備蓄拠点として備蓄物資を分散配置することとする。
- 分散備蓄拠点だけでは備蓄物資を保管するスペースに限りがあるため、集中備蓄拠点においても備蓄物資を保管する。
- 一方で、令和6年能登半島地震では支援物資の集配拠点において物資の運搬が非効率であった課題を踏まえて、支援物資の集配拠点も兼ねる集中備蓄拠点を整備する計画である。

### 備蓄物資配備計画

- 全備蓄物資のうち分散備蓄が望ましい品目（食料及び飲料水、生活必需品など）は、分散備蓄拠点へ1日分を配備する。
- 残りの備蓄物資は集中備蓄拠点に配備する。

### 備蓄物資の配備計画イメージ



## ⑦ 備蓄物資の運用

- 備蓄物資の購入については、年度によって偏ることがないように、計画的に購入する。
- 災害発生後に応援職員が派遣されることを踏まえ、町役場や消防署等に応援職員用の備蓄を適宜行うこととする。
- 民間事業者の活用による備蓄物資の管理効率化や、民間事業者および関係機関との協定等を活用した備蓄物資・支援物資の配送体制の構築を進める。